

令和2年4月23日

(一社)神奈川県警備業協会
会 員 各 位

(一社)神奈川県警備業協会
会 長 畠 山 操

新任、現任警備員教育の運用について（ご連絡）
～5月中の講習は中止～

春陽の候、会員の皆様方にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、協会運営につきまして格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、4月7日、神奈川県をはじめ7都府県に対する緊急事態宣言が発令されたことを受け、神奈川県は4月10日、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」を発出し、外出の自粛、施設の使用停止及び催物の開催の停止要請並びに臨時の医療施設における医療提供などの措置を行うことを通知し、教育施設の使用停止等への協力を依頼しております。

こうした情勢を踏まえ、当協会では、新任、現任警備員教育の運用については以下のとおりと致しますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 新任、現任警備員教育

5月中の講習は中止とします。

※ 6月以降の予定につきましても状況により変更になる可能性がありますので、その際には改めてご連絡致します。

2 その他

警備員指導教育責任者講習及び特別講習につきましては、4月9日付け「緊急事態宣言後の対応について（ご連絡）」のとおり、6月30日までの講習は中止としております。